

博士論文（要約）

近代朝鮮における宗属関係と条約関係
—対外政策と外政機構の検討から—

森 万佑子

近代朝鮮における宗属関係と条約関係—対外政策と外政機構の検討から—

森万佑子

はじめに

本論文は、1882年から1894年までの朝鮮の対外関係を、朝鮮からみた清との宗属関係に着目して考察したものである。朝鮮近代史研究では、朝鮮は1876年の日朝修好条規ないし1882年の朝米修好通商条約（以下、朝米条約）の締結をもって条約体制に参入したとみなされてきた。そしてその後の1880年代に、朝鮮は近代的外交制度を取り入れ、それを前提にして清の宗主権強化に抵抗したと解されてきた。このような研究の背景には、朝鮮と中国の「伝統的」な宗属関係は、西洋諸国がもたらした「近代的」な条約体制に置換されていくものであるという理解があり、宗属関係か条約体制かといった議論への関心がある。さらに、朝鮮の清に対する抵抗のなかに、朝鮮の自主性や主体性を見出そうとするこれまでの研究の多くは、朝鮮と清の関係を、パワーポリティクスの側面に焦点を当てて論じてきたといえる。

しかし、近代東アジア世界をめぐる近年の研究成果、とりわけ日朝関係における「交隣」の議論を踏まえると、日朝修好条規締結の段階で朝鮮が自らを近代条約体制に参入したとは考えていなかったことがわかる。同じく近代条約体制への参入とみなされる朝米条約についても、これが清の指導下で結ばれ、締結に際しては清が作成した「朝鮮は中国の属邦であるが内治外交は自主」と記した照会を朝鮮国王がアメリカ大統領に送っていること、さらに同年、清は朝鮮と商民水陸貿易章程（以下、水陸章程）を結んで、近代国際関係を意識して宗属関係を変容していることを踏まえると、1882年以降にも引き続き宗属関係の要素が残っていたことが容易に考えられる。換言すれば、朝鮮における近代条約体制への参入は、変容する宗属関係への対応でもあったということである。ゆえに本論文は、宗属関係か条約体制かという従前の議論ではなく、条約関係をも包摂した宗属関係に着目することで、朝鮮の対外関係を包括的に捉えようとするものである。

具体的な課題は次の三つである。一つ目は、これまでの研究であまり扱われてこなかった案件や歴史的な事件とならない日常のルーティーン化した側面に着目し、とりわけ研究蓄積の少ない1890年から1894年について論じることである。二つ目は、朝鮮の対外関係を対外政策と外政機構の両面から論じることである。先行研究の少ない外政機構について、本研究では統理交渉通商事務衙門（以下、外衙門）と駐津公館を取り上げる。三つ目は、朝鮮の自主性や主体性のみならず、他国との共時性や普遍性についても検討するために、マルチ・アーカイバル方式により、東アジア世界を意識しながら朝鮮からみた宗属関係を論じることである。

以上のような問題意識から、先行研究でこれまでほとんど議論されてこなかった五つの

個別事例（駐津大員、駐津督理通商事務、外衙門、神貞王后死去時の弔勅使派遣、日清開戦時における朝鮮の対外政策）に取り組み、それらの検討を通して「朝鮮にとっての宗属関係とは何であったのか」という本論に通底する大きな課題に答えることとしたい。なお、本稿の議論の前提として、第一章では先行研究が条約体制への参入期として論じてきた著名な歴史的な事件を軸に整理し、本論文が扱う時期の史実経過を確認し、本論でとりあげるべき課題・論点を浮かびあがらせてゆく。

第一章 朝鮮政府の近代国際関係への対応（1876～1894）

朝鮮の近代国際関係への対応は、1876年の日朝修好条規の締結にはじまるとする見方もあるが、当時の朝鮮政府は日朝修好条規をもって近代国際関係への参入とは捉えていなかったというのが通説となりつつある。そして、1882年に締結した朝米条約が、朝鮮にとっての近代国際関係への参入であったと理解されている。しかし朝米条約は清の仲介を経て結ばれており、いわゆる「属国自主」照会を朝鮮国王がアメリカ大統領に送っている。また、同時期に清と朝鮮のあいだで宗属関係を明文化した水陸章程が結ばれている。よって朝鮮の近代国際関係への参入は、宗属関係の変容と併行しておこなわれたということである。ただ、重要な点は、この朝鮮の近代国際関係の参入が朝鮮自ら志向したものというよりは、清が要求する変容した宗属関係への対応でもあったという点である。従って、この時期を先行研究がしばしば議論してきた「両截体制」の時期とみることに疑問を抱く。

そこで本章では、先行研究が条約体制の参入期として論じてきた著名な歴史的な事件である①日朝修好条規の締結、②朝米条約の締結、③水陸章程の締結、④壬午軍乱、⑤甲申政変、⑥朝露密約、⑦巨文島事件、⑧朝鮮中立化構想、⑨内務府の設置、⑩駐日辦理公使派遣、⑪駐米全権大臣派遣、⑫防穀令事件について、清との宗属関係の変容に着目して議論し直すことで、本研究の掲げる三つの課題を再確認した。

第二章 朝鮮政府の駐津大員の派遣（1883～1886）

駐津大員（1883～1886）と駐津督理通商事務（1886～1895、以下、駐津督理）は、朝鮮政府が宗主国である中国の天津に派遣した使節であるが、その性格や活動実態については駐米公使や駐日公使に比べると、これまでほとんど関心が寄せられてこなかった。そのため、数少ない先行研究は、駐津大員・駐津督理の性格や活動実態について解明しないままに「朝鮮初の海外常駐公使」と論じてきた。しかし、駐津大員は中国との宗属関係を明記した水陸章程に基づいて創設され、職務規定には「領選使節目」が援用され、そして冬至副使を兼任するなどしていた。そして実際の活動をみても、駐津大員は天津に常駐することはなく清との懸案事項があるときのみ派遣されていた。そのため、駐津大員は近代的な領事や公使で

あったというよりも、既存の貢使や領選使の性格に近く、既存の使節を継承・発展させた使節であったといえる。それではなぜ駐津大員として派遣されたのだろうか。それは宗属関係の相手である清が、宗属関係を変容させたからだといえる。すなわち、清は従来の冊邦・朝貢に関わる儀式については引き続き北京の礼部を窓口とする一方で、近代国際関係に対応する対外関係や通商に関する交渉については新たに天津に設置した北洋大臣を窓口とすることとした。そのため、朝鮮もそのような清の政策的・制度的変化に対応して天津に使節を派遣せざるをえなくなり、駐津大員が派遣されたといえる。

第三章 朝鮮政府の駐津督理通商事務の派遣（1886～1894）

朝鮮政府が派遣した駐津大員は、1886年に駐津督理に改編・改称される。駐津大員と駐津督理の最も顕著な違いは、駐津大員の職務規定には「領選使節目」が援用された一方で、駐津督理の職務規定には『駐津督理公署章程底稿』（以下『底稿』）という独自の規定が新たに作られたことである。この規定は、全15項目から成り、駐津督理の職務内容はもちろん、国内での位置づけや月給などが具体的に決められている。『底稿』は、駐津大員のカウンターパートである中国側商務委員の職務規定や西洋諸国の事例を参照して作成され、朝鮮政府が駐津督理に近代的な領事の要素を持たせようとしたところに最大の特徴がある。『底稿』が作られた時期、すなわち最後の駐津大員朴齊純（1886年1月29日～2月21日）の活動時期を調べると、朴齊純は既に領事に類する活動もおこなっていた。そのため、駐津督理に領事の要素を持たせたのは、近代的国際関係に対応しようとする政策理念があったというだけでなく、実態に即した規則を作る必要があったという事情もあろう。ただ、最後の駐津大員朴齊純のほか、駐津督理朴齊純（1886年2月21日～1887年8月26日）や李冕相（1892年10月4日～1895年5月3日）は、領事に類する業務のほか、宗属関係に関する業務も担っていた。従って、駐津督理は領事に類する機能のみをもつ使節ではなく、宗属関係と条約関係が交錯するなかで日本や欧米各国が有する領事の機能を受容しつつも宗属関係を維持・継続させようとする使節でもあったといえる。駐津大員から駐津督理への変化は、朝鮮が変容する宗属関係に対応する過程で、宗属関係を上位に据えつつも、宗属関係と条約関係に基づくそれぞれの業務が混在する使節になったことを表している。

第四章 統理交渉通商事務衙門の運営実態—『統理交渉通商事務衙門統章程』制定に着目して

先の二つの章で、1883年から1894年までに天津に派遣された使節の改称・改編を通して明らかとなった、朝鮮政府の宗属関係を継続・維持しつつも近代的な外交制度にも対応しようとする取り組みを踏まえ、本章では同時期に本国で対外関係を管掌していた外衙門の運営実態について検討する。具体的には、日常の対外実務に焦点を当て、外衙門の主事ら

実務担当者の職務内容や勤務実態を明らかにすることで、朝鮮政府が自国の外政機構をどのように変化させていったのかを論じた。

その結果、1883年から1894年までに大きく二つの画期があった。一つは、1887年を前後する時期で、1887年に作成された『続章程』は、1884年末以降続いた主事人員の不足を解消するために人員を増やし、また朝鮮が結んだ条約や章程で決められた事柄を円滑におこなうために職務内容を具体化した職務規則であった。1887年前後は駐日辦理大臣や駐米全権大臣などの任命・派遣、駐津大員の駐津督理への改称・改編があり、『続章程』制定から見られる外衙門の制度変化は、在外使節の変化と連動しているといえる。もう一つは、対外事務に熟達した主事が総務に改称される1892年を前後する時期で、総務の誕生は、対外関係を扱う専門家の萌芽であり、対外事務に熟達した総務が責任をもって外衙門の実務を継続して担当する体制が整えられたといえる。ただそもそも、外衙門の設置が欧米諸国との交渉を円滑におこなうためのものであり、そのような交渉を招いた欧米諸国との外交関係の構築が清の指導によるものであったことを考えれば、これら二つの時期にわたる外衙門の変化も変容する宗属関係との関わりのなかで検討する必要がある。

第五章 朝鮮からみた神貞王后死去をめぐる諸問題

第五章は、本稿が掲げる課題の一つである1890年代以降について、先の章で明らかとなった制度的変化が政策といかなる関係性を持つのかを検討するため、1890年代前半の重要な対外案件であるにもかかわらず、これまであまり注目をされてこなかった神貞王后の死去時における朝鮮政府の対応を取り上げる。本章は、これまでの研究で使われてきた史料に加え、『フランス外務部文書』や国王の綸音などこれまでの研究であまり用いられてこなかった史料の分析を通して、当時の懸案事項には大きく二つの問題があったことを指摘した。一つは先行研究が指摘してきた通り、朝鮮が日本や西洋諸国に対して独立国としての対面を守らねばならないという問題であり、もう一つは人民の経済的困窮による不安定な国内状況に直面していたという問題であった。国王は、これらの問題に対処することを念頭において対外政策を展開していた。後者の問題に対しては、国王は神貞王后の死去直後と発軔時にアメリカ公使にアメリカ兵による治安維持を依頼し、また自らも安民綸音を出すなどして葬礼による人民の負担、さらにその先に生じるであろう暴動が生じないように努めた。前者の問題に対しては、告訃使を通した弔勅使派遣停止要請があるが、これは清朝皇帝の反対によりかなわなかった。しかし、皇帝が朝鮮政府の費用負担を軽減する目的で、弔勅使を陸路から水路に変更して派遣すると、朝鮮政府はこれに抵抗することなく弔勅使を宗属典禮に即した儀礼を尽くし迎接した。

ただ、国王にとって神貞王后は、自らを朝廷に招き入れてくれた恩人であり後見人でもあるので、いくら財政難があったとしても弔勅使の派遣停止を要請したことは余程の事情があったとみることができる。その余程の事情こそが、先行研究が指摘してきた、近代国際関

係における朝鮮の国家としてのあり方に関する課題であったのだろう。他方、弔勅使迎接を見た各国代表は、朝鮮と清の宗属関係を改めて認識した。ただ、だからといって宗属問題に介入しようとはせず、むしろ「知らないふり」をすることで、東アジア世界における朝鮮のバランスは保たれた。そのバランスが崩れるのが次章で取り上げる日清開戦であった。

第六章 朝鮮からみる日清戦争開戦過程

宗属関係は下関条約によって否定されるため、日清戦争は朝鮮がこれまで維持・継続させようとしてきた宗属関係が、公的・法的に廃棄される直前の時期となる。また、日清開戦とほぼ同時に始められた甲午改革は朝鮮の国内制度や対外政策を変革した。本章では、そのような時期に展開した朝鮮の対外政策を検討し、それが宗属関係を主に据えながら条約関係を副とする理念にもとづくものであったことを指摘した。宗属関係については、東学農民運動の鎮圧に際し、壬午軍乱や甲申事変の時の例にならって清に借兵要請をしたことが最たる例である。日清開戦に至っては、朝鮮政府は「平安道監司—駐津督理—津海関道—北洋大臣—総理衙門」という情報伝達ラインを活用して、清に援兵派遣を要請した。ここに朝鮮が駐津督理を天津に置いた意味を再確認できるが、結果として清からの援兵派遣はかなわなかった。

他方、近代的国際関係の活用については、甲申政変や巨文島事件の時の例にならって各国との条約第一条にある周旋条項を引き合いに出し、日清両軍の撤兵を求めるとともに日本軍の王宮占拠を非難する照会を各公館に出して各国による調停を要請したことが挙げられる。この時期には、1885年に朝鮮中立化も論じたことがある兪吉濬が外衙門主事に再任されていて、これらの照会作成に関与していた蓋然性が高い。しかしながら、朝鮮政府の宗属関係や近代国際関係を活用した交渉が、日清開戦をめぐる国際政治に影響を与えることはなかった。ただ、このような朝鮮の対外交渉は、清が既におこなっていたある種ダブルスタンダードな交渉のやり方と似ており、宗属関係を主軸に据えつつ条約関係にも対応する清が求める新しい宗属関係に朝鮮が応じたものとみることできる。また、清に対しては宗属関係でいう「事大字小」に基づいて「保護」を要求し、一方で欧米諸国には条約にある「従中善為調処」に基づいて「保護」を要請しており、宗属関係と条約関係という一見相反する二つの関係が、朝鮮政府においては「保護」という概念で通底する論理で捉えられていたことは重要である。

おわりに

各章で明らかにした結論を、「はじめに」で提示した三つの課題を踏まえながらまとめると次のような結論に至る。第一の課題に対しては、1894年は宗属関係と条約関係が交錯して12年が経つ年であったが、日清開戦前夜においても開戦過程においても、朝鮮は宗属関

係を不変なものとして捉えて最初に清に「保護」を求めており、1884年の駐津大員派遣や甲申政変の善後処理の時の対外政策と大きな変化はみられなかったといえる。このような背景には、朝鮮にとって宗属関係の理念や実践は不変のものとして維持するものであるという思いがあり、その先には朝鮮こそが中華を守り支えるのだという対外政策の理念があったと考えられる。

第二の課題に対しては、外政機構は近代国際関係への対応として、1887年と1892年に大きな変化を迎えていたことが指摘できた。これは、第一の課題で指摘した対外政策とは対照的で、対外政策と外政機構の変化が連動していないことが分かる。その理由としては、朝鮮政府は中華を守ろうとする考えから対外政策には大きな変更を加えない反面、宗属関係の相手である清が宗属関係を変容させていくために、現実のそうした事態に対応せざるをえなくなり、それが外政機構の変化としてあらわれたためといえる。

第三の課題に対しては、1882年から1894年までにおこなわれた朝鮮政府の対外関係からは、一見相反する宗属関係と条約関係が「保護」という概念で結び付いて理解されていたことが指摘できた。その際の「保護」とは、「事大字小」の「小を字^{いつく}しむ」という意味での「保護」であり、そのような概念で西洋諸国との条約第一条にある「従中善為調処」も解釈していた。また、本稿が用いたマルチ・アーカイバル方式による研究は、朝鮮近代史の分野では未だ途上にあるので、史実の提示のみならず史料の発掘・紹介の面でも後学に資するところがあるだろう。

以上の個別研究で掲げた課題への回答を通して、序論で提示した「朝鮮にとって宗属関係とは何であったのか」という本稿に通底する課題に答えてみたい。本研究で明らかになった史実からは、朝鮮にとって宗属関係は廃棄したりそこから抜け出ようとしたりするものでは決してなく、朝鮮の対外政策の理念として志向する中華を支え守るため、継続・維持すべきものであった。朝鮮が滅亡してしまつては中華も滅んでしまう。清の要求に応じるためであれ、自発的であれ、朝鮮が近代的外交制度を受容して近代国際関係における国家の存立を目指したのも、中華を守るための一手段ではなかったのだろうか。

ただ、朝鮮がいう「中華」とは清そのものではなく、時に清は朝鮮の理念に違う政策をおこなった。そのため朝鮮は、清による宗属関係の変容に制度面では対応しつつも、政策面では宗属関係の維持やその先にある中華の護持に沿う対応をした。本稿の立場から、先行研究が注目してきた朝鮮と清の軋轢となった交渉の場を捉えなおせば、それは宗属関係を変容させる清に対していわば「中華の優等生」たんとする苦悩の場であったということができよう。このような朝鮮の対外政策の理念は、その後の外交にも結び付く議論につながるものと思われる。